○農林水産省告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県日光市長畑字海道上二八二四、二八二四の二、字沢畑二八二三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字海道上二八二四の二・字沢畑二八二三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字マメナ久保三九八から四〇〇まで、一四三五の一、字長久保四〇一、一四三五の二、字小沢四〇六、四〇七、一四六八から一四七〇まで、字矢戸谷四一一、一四四七、一四四八、一四六四、字矢戸谷口四一六、一四三三、一四三四、一四七五、字追地口一四一七の二、字片登沢一四一八、一四二〇から一四二七まで、一四二八の一、字ヲドロシ一四三〇、一四三一、字矢戸谷沢一四三二、字障子岩口一四三七、字障子岩一四三八から一四四一まで、一四四三から一四四六まで、字高岩口一四四九、一四五四、字高岩一四五〇、一四五一、一四五三、字三沢一四五五から一四五八まで、一四六三、字三沢日向一四六〇、一四六一、字梅木沢口一四六五、字梅木沢一四六六、一四六七、字堀小畑一四七一から一四七三まで、字松久保一四七四、字追地四七一の一、四七一の二、字矢ケ沢四七六の一、四九四の一、一六二五の一、一六二五の二、字八朔坂五一七、五一八、字和奈場口一五九八、一五九九、字和奈場一六〇〇から一六〇七まで、字和奈場入一六〇九の一から一六〇九の五まで、字ゲンバヅクリ一六一〇、字竹久保一六一三、一六一四、字梨子ケ沢一六一六、字矢の沢一六二二、一六二四、字桃沢一六二六の一、一六二七、字八朔沢一六二八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　千葉都市計画公園事業六・五・二号千葉市総合スポーツ公園

三　事業施行期間　自平成十五年二月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業三・三・三十号西巣鴨公園

三　事業施行期間　自平成二十九年二月二十八日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　豊島区東池袋四丁目地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　供用開始の区間

中国縦貫自動車道　兵庫県佐用郡佐用町奥金近字白石一二七五番一九から同県佐用郡佐用町奥金近字白石一二七五番一八まで

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年二月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月七日（予備、同月八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

○国土交通省告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年白老町告示五十三号苫小牧圏都市計画公園事業八・四・二十一号国立民族共生公園

三　事業施行期間　自平成二十九年二月二十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道白老郡白老町若草町一丁目、二丁目地内

使用の部分　北海道白老郡白老町若草町二丁目、字白老地内

国土交通大臣　石井　啓一

供用開始の期日　平成二十九年三月一日〇時

実施艦艇等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年二月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月七日（予備、同月八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度四五分五二秒　東経一三二度三七分五一秒

(エ)　東経一三二度三七分五一秒